

フランス人の気前よさ

ー J.-L. マレ 『フランスにおける寄附の歴史』 (1999 年) を読む ー

横原 茂

はじめに

世知辛い時代である。経済的なグローバリズムが国際関係、国民内部、地域、会社などさまざまなレベルで競争原理をいっそうはびこらせている。大学も例外ではなく、経営を維持するには予算の「競争的配分」の獲得が欠かせなくなってきた。いずこを向けど競争だらけ。このような時代には、人間のもつ別の側面を覗いてもみたくなる。歴史学でいえば、とくにフランスのアナール学派の研究など各国・地域で開拓されてきた社会・文化史の分野において、競争とは異なるオルタナティブな心性や行為について興味深い事例にふれることができる。本稿で紹介するジャン-リュック・マレ『フランスにおける寄附の歴史ー 1800 年から 1939 年までー』(以下、『寄附の歴史』と略記。)も、そのような研究のひとつといえよう⁽¹⁾。

フランス語で「寄附」を意味する *don* は、贈与とも訳される。贈与は、M.モース以来、人類学者にとって中心的なテーマのひとつであったし、K.ポランニーが資本主義的市場経済成立以前の経済システムとして互酬や再分配を洞察したこともよく知られている。しかし、ここに紹介するマレの書が対象とするのは贈与一般ではなく、その副題「慈善、信心、博愛主義による贈与と遺贈」が示すように、民法に基づく法律行為としての「贈与」(*donation*)と「遺贈」(*legs*)である。本書ではしばしば、これらを包摂する上位概念の「恵与」(*libéralité*)も用いられている。

では、この寄附の歴史を通して、マレは何を探ろうとしているのか。ひと言でいえば、フランス人の「気前よさ」[原語の *générosité* に対応する適切な訳語はない。心の広さや高潔さのニュアンスも含んでいる。]の変遷である。寄



図1 「戸口で施しを受ける乞食」
レンブラント (1648年)
(サン-フランシスコ美術館蔵)



図2 現代の光景：施しを受ける老女

出典：Le Nouvel Observateur, No.1830, 1999,
pp. 42, 43.

附が実際に社会においてどのような役割を果たし、どのような成果を上げ得たかについてよりも、寄附者の社会的属性や寄附を促した動機や心性のあり様に関心が置かれている。その意味で心性史の研究ともいえるが、本書の論点は制度的な側面から寄附の数量的分析や地理的な分布にいたるまで多岐にわたり、19世紀フランスの社会史に関心をもつ者にとって裨益するところが多い。その概要を私なりに整理して紹介し、論評を加えたい。

1. 「寄附」の制度の概要

まず、『寄附の歴史』が依拠した史料に言及することで、本書の対象とする寄附の制度的な側面について一瞥しておきたい。図1⁽²⁾、図2は、昔も今も変わらぬ施しの光景である。寄附(don)の概念には、このような手渡しの施しのほか、教会の入口などに置かれた献金箱、慈善バザー、署名募金、賛助会費なども含まれる。これらについては、個別事例の史料が残されている場合もあるが、統計的・時系列的なデータは得られない。つまり、時代による変遷をたどったり、地域的特徴を比較考察したりするには適当でない。そこでマレが着目したのが、革命期以降国家の監督下に置かれるようになった行政機関や団体への贈与と遺贈であった。フランス革命において、とくに国民公会期に国家が公共の福祉に対して一元的に責任を負う体制が目指され、寄附は原則的に禁止されるにいたった。しかしその後、現実のニーズに対応するために再び貧民や宗教団体、コミュン〔市町村〕等への寄附は国家によって容認されるようになった⁽³⁾。そして、1804年のフランス民法典とその後諸法律によって、政府が団体・機関(institutions)への贈与や遺贈を認可する制度が整えられた⁽⁴⁾。そして、少額のものを除いて、寄附の大半はコンセイユ・デタ〔行政裁判の最上級裁判所の権限を有し、法案の作成も行った国家機関〕の許可を受けなくてはならなくなった⁽⁵⁾。その結果、寄附の許可に関するコンセイユ・デタの審査の文書など、歴史家にとって貴重な史料が残されることになった。以下に紹介するのは、マレが約4,000件もの寄附(うち凡そ5分の4が遺贈)の標本を分析し、掘り起こ

した歴史である。

2. 寄附の受け手と長期的趨勢

つぎに、コンセイユ・デタなどの許可を受けた寄附が、どのような団体や施設に対してなされたのかをみてみよう⁽⁶⁾。

(1) 宗教施設

宗教施設への恵与は、その目的も含めて、時代を越えて受け継がれてきた伝統的な行為であった。19世紀にも、多くの人々が宗教施設への寄附を望み、その最盛期とされる1870年代の前半〔オールドル・モラル道徳秩序の時代〕には、寄附の総額のおよそ3割を占めていた⁽⁷⁾。そしてその大半が、カトリック教会に対するものであった。具体的には、教会財産管理委員会(fabrique)〔教区教会の資産や収入を管理する、平信者と司祭から成る組織〕、修道会⁽⁸⁾、聖職者、神学校、大司教区・司教区への寄附が挙げられる。そのうち、件数がもっとも多かったのは教会財産管理委員会への恵与で、19世紀全般を通して教会が受けた寄附のほぼ7、8割を占めていた。1801年の政教条約から1905年の政教分離法までに教会財産管理委員会が受けた寄附の累計額は、3,240億フランに上った。これらの寄附は、委員会による貧民への施与の資金にされ、土地や建物の場合は修道会が経営する小学校や保育所の設立に使われた。修道会への寄附も同様に、学校や病院経営に役立てられることが多かった。

少数派であったプロテスタントやユダヤ教徒に関しても簡単にふれられている。プロテスタントは、カトリックよりも対人口比による寄附の数は少なかったが、金額は大きかった。長老会が寄附の受け手となり、貧民救済のほか、礼拝所や牧師館の建設、神学校経営などに使われたが、世紀末以降、民衆教育や保育所を運営する協会など公益団体への寄附が増えた。

1872年から'78年の数値で、カトリック3,031人、プロテスタント4,037人に対し、ユダヤ教徒は1,400人に1件の割合で寄附を行い、一人あたり9.5フランで、カトリック教徒の1.6フランをはるかに上回っていた。つまり、ユダヤ教徒がもっとも熱心に寄附を行っていたことになる。寄附の受け手は、プロテスタントと同様、

長老会議や諸団体を介した宗教共同体であり、とくに不遇な仲間の援助を目的とするものが多かった。しかし両者共に、国民共同体への統合が進むにつれて、宗教の枠を越えた目的の寄附も増えていったという。とくにロートシルト〔ロスチャイルド〕家をはじめとするユダヤ教徒やプロテスタントの銀行家、実業家は、公益団体・機関に莫大な額の寄附を行った。1907年、パストゥール研究所がユダヤ銀行家 D.I.オシリスから 300 億フランもの遺贈を受けたのも、その一例である。

19 世紀を通じて、体制や政策の転換にとともに教会と国家との関係も変化した。とくに 1880 年代以降、第三共和政政府の反教権主義が強まると、カトリック教会だけでなく、プロテスタントやユダヤ教も含め、宗教施設への寄附に対する規制が強められ、慈善や教育を目的とする寄附は許可されなくなった。そして 1905 年法によって、宗教団体への公的補助金が廃止されるとともに、生前贈与と遺贈も禁じられた⁹⁾。こうして、宗教施設への寄附はしだいに後述の公益団体・機関へとシフトしていった。

(2) 福祉・医療施設

宗教施設と並んで、多額の寄附を集めたのが福祉・医療施設 (*établissements charitables et d'assistance*) であった。このカテゴリーには、福祉事務所、施療院、病院が含まれる。福祉事務所は、フランス革命期の共和暦 5 年霜月 7 日〔1796 年 11 月 27 日〕の法律によって、各コミューンに 1 カ所ないし複数設けることが定められた¹⁰⁾。

1800 年から 1910 年までに、全国の福祉事務所で累計 3,465 億フランの寄附を受けたとされる。これは、上述の教会財産管理委員会が受けた寄附に匹敵する額である。同じ期間に施療院・病院が受けた寄附はこれをさらに上回り、5,718 億フランに達した。福祉事務所が受けた寄附は、一部が国債の購入など資産として運用され、利子収入をもたらした。事務所の収入には他に、観劇税や自治体の補助金などがあり、とくに後者は次第に増加する傾向にあった。とはいえ、20 世紀に入っても依然として、私的な寄附の占める割合は 20 %を超えていたとされる。

また、1800 年から 1910 年までに全国の医療

施設が受けた寄附は、資産の増加額の 44 %を占めた計算になるという。この方面の寄附には額の大きなものも多く、病院の設立、拡充、近代化のための資金にされた。一例をあげれば、1897 年にマルセイユでサルヴァートル某が行った 53 億フランの遺贈によって、贈与された土地に病院が新設された。建設に 71 万 6000 フランかかり、残りは経営に充てられた。

(3) コミューン

コミューンや県などの行政機関も、寄附を受けることができた。世紀半ばの 1836 年から 1855 年に全国のコミューンが受けた寄附の年平均額は 13 億 9,600 フランに上り、20 世紀になると 100 億を超えるようになる。コミューンへの恵与は多様な内容であった。国有財産から教会が払い下げられたり、司祭館用の建物、墓地の用地、十字架像であったり、はたまた利子を貧民救済に充てるための債券であったりした。寄附金の場合も、さまざまな「負担 (*charge*)」=条件が付けられた。無負担の寄附は少なく、教区司祭の住居や教会施設の維持など、教会に関する負担のほか、コミューン内の公共施設、教育や芸術振興、福祉に関する負担をとまなう寄附が大半を占めた。教育関連、ことに小学校の設立や教師の任用のための寄附は 19 世紀の前半に多く、後半には減っていった。いうまでもなく、ギゾー法 (1833 年) からフェリー法 (1882 年) にいたる小学校教育の整備とともに、寄附も減少したと考えられる。

興味深いのは、19 世紀末から自分の墓の手入れを条件にした少額の恵与 (多くは遺贈) が次第に増えていることである。墓の手入れの負担は、教会財産管理委員会、病院、福祉事務所への恵与に付けられた例もあったが、コミューンに委ねられることが多かった¹¹⁾。具体的には、毎年決められた日 (たとえば、諸聖人の祝日 = 11 月 1 日) に墓参りをして、花を供えたり、墓石を洗ったりすることなどが要求されていた。中部ヨンヌ県の例では、1914 年までで 28 %、'14 年以降になると 45 %の寄附が墓の手入れの負担をコミューンに求めるようになった。表 1 は、北西部サルトル県での変化を示している。マレは、それまで家族が行ってきた墓の手入れをコミューンに委ねようとする傾向が強まった理由として、葬儀や墓地の管理におけるコミュ

表1 コミューンへの恵与と墓の手入れの負担

	1880-1889	1890-1899	1900-1909	1910-1919	1920-1929	1930-1935
コミュニティへの恵与件数	41	82	97	183	245	195
墓の手入れの負担付き恵与	4	9	39	125	182	154
上記 %	9.7	10.9	40.2	68.3	74.6	78.9

出典：Marais, *Histoire du don*, p. 194.

表2 恵与数（年平均）の推移

	医療・福祉施設	カトリック教会・施設	コミュニティ	相互扶助会	学術団体・機関
1820-1825	892	776	234		
1840-1844	917	745	229		1.8
1856-1865	1,645	2,079	394		4.3
1872-1880	1,879	2,634	433	51	9.5
1900-1913	1,541	2,039	599	202	31
1920-1929	1,550	47	745	171	28
1930-1939	1,396	64	775	101	23

出典：Marais, *Histoire du don*, p. 206.

表3 恵与金額（年平均）の推移（単位：10億フラン）

	医療・福祉施設	カトリック教会・施設	コミュニティ	相互扶助会	学術団体・機関
1820-1825	3.5	2.0	1.7		
1840-1844	3.7	2.0	1.4		
1856-1865	7.0	4.3	2.7		1.0
1872-1880	10.5	9.5	5.8	0.2	0.3
1900-1913	25.0	6.2	11.0	1.7	2.6
1920-1929	38.7	2.4	16.2	1.4	2.8
" (1914 F)*	8.7	0.5	3.7		0.5
1930-1939	59.2	2.6	22.7	1.5	2.6
" (1914 F)*	10.8	0.5	3.8		0.5

*マレによる注釈はないが、大戦期以降の急激な下落がはじまる前の価値に換算されている。
なお、千万以下の桁が記されている項目については、すべて四捨五入した。

出典：Marais, *Histoire du don*, p. 206.

ーンの役割の変化に着目している。この点は少し補足が必要である。第三共和政期の非宗教化政策の一環として、墓地の宗教的中立化（1881年11月14日法）と、遺体の搬送など葬儀の外的業務の公役務化・宗教的中立化（1904年12月28日法）が行われ、これらに関するコミュニティの公的役割がより明確になった⁽¹²⁾。そこで、墓の手入れもコミュニティの公役務に付随するものと見なされるようになったのである。ま

た、社会的流動性が高まったことにより、墓の世話を子や孫に託すことができなくなったという、寄附者を取り巻く新たな現実も反映されていたと考えられる。

なお、コミュニティに比べてずっと数は少なかったが、県や国への寄附もなされた。県への寄附の大半は福祉目的であり、とくに受刑者の処遇改善に関する寄附が特徴的であった。これは、刑務所が県の管轄であったことによる。国家へ

の寄附は、特定の部署がこれを所轄したわけではないので、断片的にしか確認できない。軍備増強を願う陸軍省への寄附やルーヴルなど国立美術館への寄附の例が紹介されている。

(4) その他の機関、団体

アカデミーや学術団体への寄附も、19世紀後半から20世紀初頭にかけて急速に増大した。フランス学士院、なかでもアカデミー・フランセーズは、寄附行為によって財団を設立し、文学関係の賞を多数設けた。19世紀末以降は、貧民や孤児、高齢者、そして多人数家族の援助のための寄附も受け付けるようになり、社会的な役割も果たすようになった。第一次世界大戦後の1919、'20年には、戦没者・戦傷者家族の援助のための寄附も受けた。

同じように寄附が増加したのが、公益団体・機関(institutions reconnues d'utilité publique)であった。相互扶助会(共済組合、mutualité)や消防団などローカルな団体をはじめ、パストゥール研究所、簡易宿泊所協会、海難救助協会、傷痍軍人援助会、フランス女性同盟、フランス婦人会、結核予防事業、動物愛護協会、芸術家協会等々、多様な機関や団体が寄附を受け、その数も金額も年々増加した。相互扶助会への寄附は、1870年代には年平均で49件、160,200フランであったのが、1910年代には263件で1,727,000フランになった⁽¹³⁾。

表2と表3は、それぞれの対象への寄附の件数と金額の長期的な推移を示している。マレによると、19世紀から20世紀初頭にかけての寄附総額の増加傾向について、二つのモデルが設定できるという。1870年代までは全般に寄附の件数が増加する「拡張モデル」が一般的であ

ったのが、19世紀末以降はむしろ1件あたりの金額が増加する「集中モデル」が登場しはじめた。後者が目立ったのは、医療・福祉施設や公益機関・団体への寄附においてであった。上述のオシリスやサルヴァートルの寄附も、「集中モデル」の具体例といえよう。また関連する現象として、19世紀後半には遺言書による贈与先の増加と多様化がみられたことも指摘されている。一人が幾つもの贈与先を指定することは、それだけ社会的結合関係が広がり、多様化しつつあったことの現れでもあるという。

第一次世界大戦後、インフレーションの昂進も相まって、恵与による寄附の実質的な価値はもはや戦前の水準を回復することはなかった〔表3〕。しかしこれは、寄附に対する関心が弱まったことを示すものではなく、法律行為としての遺贈や贈与よりも、もっと手軽な、匿名の寄附が好まれるようになったと考えられている。

3. 寄附者に関する分析

(1) 寄附者のプロフィール

時人の間では、財産の乏しい人びとが多くあたえ、富裕な人びとは僅かしかあたえないことが取り沙汰されたようである。しかし、これを統計的に裏付けることは難しい。コンセイユ・データが寄附を審査したとき、当然財産の調査も行ったはずであるが、記録が残されているケースは稀であった。表4によれば、寄附のおよそ半数は5万フラン以上の財産をもつ富裕な階層によるものであり、対人口比からするとかなり高い割合になっている。ところが、ドゥー県の

表4 相続財産による寄附者の分布

マレの標本		ヴァンデ県		ドゥー県	
0 ~ 1,000 F	6.20%	0 ~ 1,000 F	3.20%	0 ~ 2,000 F	14.30%
1,000 ~ 5,000 F	11.30%	1,000 ~ 20,000 F	30%	2,000 ~ 50,000 F	71.50%
5,000 ~ 10,000 F	6.90%				
10,000 ~ 50,000 F	27%	20,000 ~ 50,000 F	17%		
50,000 ~ 100,000 F	10.20%	50,000 F 以上	49%	50,000 F 以上	14.30%
100,000 ~ 500,000 F	30%				
500,000 F 以上	8%				
件数	274		152		343

出典：Marais, *Histoire du don*, p. 276.

データでは5万フラン未満の階層が86%を占めている。マレの標本の数値に近い傾向のヴェンデ県のデータとともに、地域差がかなり大きかったことを示している。

男女の性差に関してもふれられている。件数について、19世紀後半から女性がやや上回っものの、両者にさほど大きな隔たりはなかった。年齢は、1800年から1939年まで寄附者の平均で67歳で、男女差はなかった。次第に高齢化する傾向がみられ、1915年～'39年には70.6歳に上昇していた。

現役を引退した高齢者による贈与・遺贈が大半を占めたので、職業については記載がないか、土地所有者や金利生活者に分類されていることが多かった。1800年から1939年の寄附者の名前で小辞 *de* が付いている者を全て貴族とみなすなら、その割合は9%になり、かなり高率といえる⁽¹⁴⁾。ほかには、聖職者の占めた割合、約10%も対人口比より高率であった。なお、女性の寄附者では、独り身の女性（独身者、寡婦）が8割近くを占めていた。相続人がいない場合に寄附を考えるパターンが一般的であったと推測されるほか、夫の許可なく贈与できなかったという民法上の制約も影響していたにちがいない。

(2) 寄附の目的

では、いかなる動機によって寄附がなされたのであろうか。贈与に際しては公証人証書に動機が陳述されるが、遺言書には必ずしも明記されるわけではない。マレは、動機がはっきりしない遺贈のほとんどが「伝統による遺贈」「慣習的な遺贈」であったとしている。一つには、地域の慣行によるものである。たとえば南西部では、遺贈の半分を教会財産管理委員会へ、残り半分を貧民へあたえるやり方が多くみられた。遺贈を分割するやり方は、聖職者の間でも慣例化していた。彼らは、自分が祭務を行った小教区それぞれに遺贈した。また、多くは貴族である城館の所有者も地元のコミュニティや貧民に遺贈した。これは、領主慣行の名残りともみなされる。他に、会計検査院や破産院の長など行政・司法官職のトップが行った少額の遺贈も儀礼的性格が強かった。

家族関係もまた、寄附の動機に大いにかかわっていた。すでに女性に関して言及したように、

相続人がいないケースがほとんどで、子や孫のいる遺贈者は1割にも満たなかった。他の研究では少し多めの数値があげられており、たとえばドゥー県のデータでは16.3%であった。寄附者の多くが独身者や寡婦・寡夫であったことも、相続人の不在を示唆している。しかし、元々子どもがいなかった人たち以上に、子どもと死別した親たちはなおさら寄附を望んだようである。つまり、愛児を追悼し、また墓の世話を委ねるためにも、コミュニティや子ども・少年の保護施設などに寄附する例がみられた。そして、第一次世界大戦で亡くなった息子を追悼する贈与も多かった。

ごく稀ながら、親子の対立を反映した遺贈もあり、遺言書で、子どもを相続人から排除し、遺贈先（慈善事務所や病院等）を指定する方法が採られることがあった。子ども以外の親族を排除した遺贈の例はもっと多かった。とはいえ、家族の安定を重視する民法典に則って、コンセイユ・データは遺留分〔予め相続人に留保された財産〕の権利を甚だしく侵害するような遺贈は許可しなかった。

他方では、非嫡出子や孤児として生きた経験から、同じ境遇の子どもたちが救われることを願って寄附する者もいた。

マレによれば、贈与・反対贈与、交換としての寄附も広くみられたという。まず、死後の霊魂の救済を願った遺贈が多かったことはよく知られている。カトリック教徒にとって、「施しは天に宝を積む」ことに他ならなかった⁽¹⁵⁾。もっとも、脱キリスト教化の進んだ19世紀について、宗教的動機を一般化してはならない。他にも、議員や市町村長による選挙の票目当てと思われる贈与もあれば、使用人や労働者への遺贈もあった。後者の場合、労働者によって利益を得た経営者が、お返し（反対贈与）をしたとみることできる。寄附のおかげで救われた者、成功した者が、かつて世話になった施設や奨学金を受けた学校に寄附したケースも反対贈与とみなされよう。聖職者が神学校に寄附した例にも同じ心情が察せられる。地元の選挙民への恩返しとして寄附を行う政治家たちもいたが、彼らの場合あくなき名誉心の表れとみることできる。

マレは、寄附、とくに遺贈のなかに時の流れ

を越えようとする心性も認める。前述の負担付きの遺贈、つまり、霊魂の救済を求め、自分の死後にミサをあげ続けることや、墓の手入れを条件にした遺贈にもそのような心性を読みとることができるという。時間を越えて自分の意思を伝え、生きた証を残そうとする態度は、家屋や土地などの不動産の遺贈、あるいはまた、記念のモニュメントの要求にも表れていた。病院のベッドの寄贈も珍しくなかったが、その際寄贈者の名前が記された記念標がベッドに付けられたのも同様なものといえる。

しかし、とくに 20 世紀に入ってから、自分の住んでいる土地や生まれ故郷などとは無縁の、往々にして全国的規模の公益団体・機関への寄附が徐々に増えていったとされる。とくにパリでは、アカデミーや学士院だけでなく、傷痍軍人の援護団体、あるいは科学研究を目的とする機関等々、国民の利益、さらには人類全体の利益につながるような活動を行う団体や機関への寄附が増えた。大勢の寄附者の中の一人になってしまうという意味では、募金運動への参加と同様の「匿名的な寄附」ともみなされる。但し、これら「新しい寄附者」たちは、『寄附の歴史』が対象とする 1939 年までの時代には依然として少数派であった。

つづいて、人びとがどのような目的で寄附を行ったかをみてみよう。寄附の動機とも多少異なる点があるが、マレは独立した章をこの問題に充てている。

まず、縁の土地の住民、貧民の福利を目的とする寄附がもっとも一般的であったことはすでに行論から明らかであろう。コミュニケーションへの寄附に限らず、教会財産管理委員会や修道会への寄附も特定教区の救貧、医療や教育の条件整備を願うものが多かった。但し都市の寄附に関して、「〇〇教区の貧民へ」といった表現は 19 世紀末以降減っていき、「〇〇市の貧民へ」「〇〇の福祉事務所へ」の表現が多くなるとも論じられている。ここにも、非宗教化が反映されている。なお、貧民救済を目的とする寄附には、金銭でなく、パンや衣類など現物支給を指示したものが多かった。20 世紀になると、貧民救済の対象がより限定され、目的性がより明確になる傾向もみられた。貧民一般の救済は公的機関に任せ、障害者や高齢の労働者、品行方正な娘

(rosière)等の限定された対象を援助しようとする寄附である。

対象の限定という点では、自分の属する職業や階級の人びとを救済しようとした寄附も認められる。具体例として、アカデミーに寄附した作家や芸術家、相互扶助会へ寄附した職人たち、傷痍軍人援護会に寄附した将校、はたまた「上流社会の老人」や「恵まれた家庭に生まれながら、働かざるを得なくなった娘たち」の救済のために寄附した資産家などが挙げられている。

とはいえ既述のとおり、全般的な趨勢としては、とくに 20 世紀に入ってから寄附の対象はより広範に、より多様になっていった。わけでも、科学の発展、出産奨励、公衆衛生の改善を目的とする寄附が増えた。科学に関する寄附としては、上述のオシリスの例のほか、農業に応用される地質学の業績に財産の半分を寄附したドゥー県の地主 (1908 年)、パストゥール研究所への 6 万フランと「医学・外科学の分野における新発見」にあてる賞のために医学アカデミーに 10 万フランを寄附したマルヌ-エ-ロワール県の電信検査官 (1908 年)、ロシアで製糖業を成功させ築いた財産を元に、科学アカデミーに 35 億フラン、科学研究金庫に 10 億フランを寄附した人物 (1906 年) 等々が挙げられている。

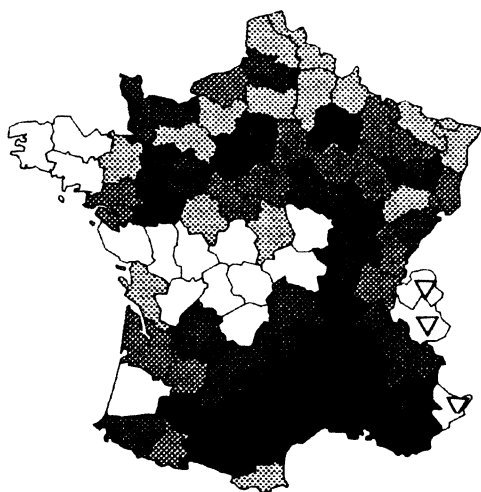
出産奨励に関しては、子沢山の家族を表彰するためにアカデミー・フランセーズに多くの寄附がなされた。ただ子沢山 (6 名以上、9 名以上など基準はさまざま) であるだけでなく、「評判のよい」「貧しくとも気高い」といった道徳的な条件も加味される場合が多かった。1908 年、授乳協会に 15 億フランを寄附したロートシルト夫人のように、母親や乳幼児の保護を目的とした寄附もこの範疇に入る。また、公衆衛生に関して目立ったのは、結核撲滅のための研究や結核患者 (殊に子ども) の治療を援助する目的の寄附であった。関連して、労働者階級の住宅改善を目的とした寄附も取り上げられている。こうして寄附による援助は、経済的補助のみならず、道徳心や規範意識、それらを向上させるための条件整備が優先されるようになった。換言すれば、寄附を通して、社会改良を行おうとしたともいえよう。

他にも、優秀な生徒の表彰、貧しい子弟の学

費や文房具の補助など教育水準向上への支援、病院など新しい医療・福祉施設の設立、学校や郵便局など公共施設のための建物の贈与、公園や噴水などの建設、図書館や美術館への図書や絵画の寄贈等々の例を挙げながら、マレは、寄附によって社会に貢献する、あるいは少しでも社会を変革しようとする積極的な意思を読み取

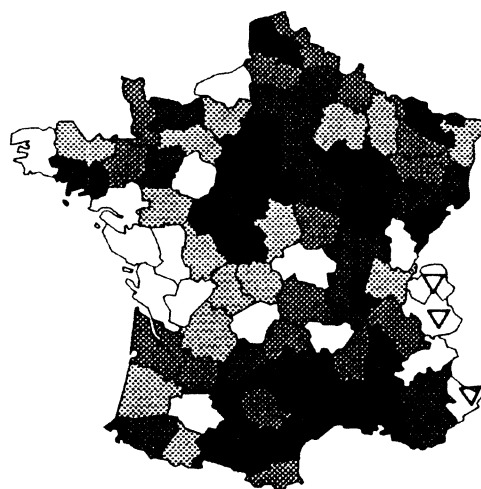
っている。しかも、本書が取り上げた寄附の5分の4が遺贈であったことを踏まえ、死後も社会に関わろうとした点が強調されている。とりわけ女性の遺贈者たちは、生前に家庭内的な性役割に縛られていた分、むしろ死後にこそ社会に関与しようとしたともいえよう。

図3 医療・福祉施設への寄附の分布 I (1819-'23年)



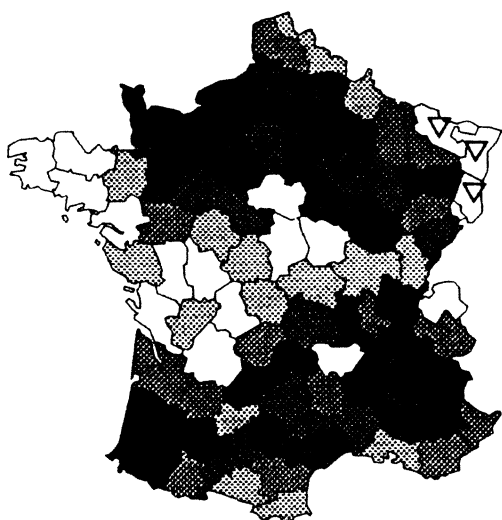
(県ごとに、恵与1件あたりの住民数 X を算出。
色の濃くなるほど、X は少ない。平均値は 7,155 人。)
出典：Marais, *Histoire du don*, p. 224.

図4 医療・福祉施設への寄附の分布 II (1815-'30年)



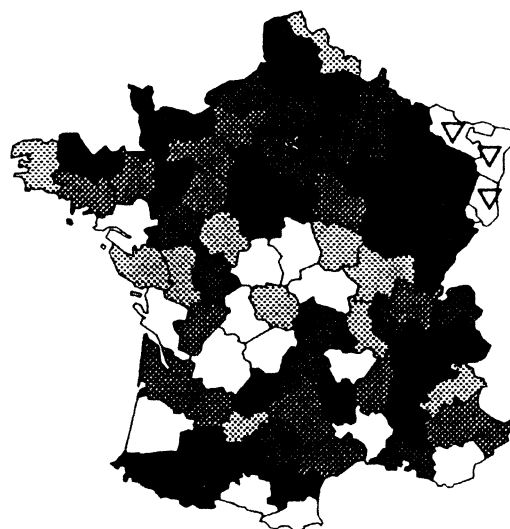
(住民一人あたりの恵与の県別平均額。平均値は
0.49 F。)
出典：Marais, *Histoire du don*, p. 225.

図5 医療・福祉施設への寄附の分布 III (1902-'05年)



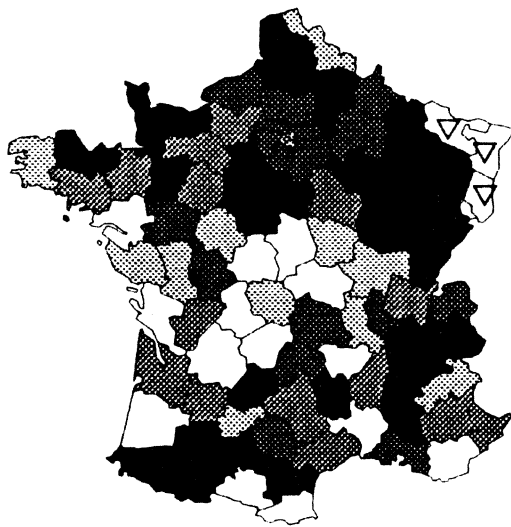
(県ごとに、恵与1件あたりの住民数 X を算出。
色の濃くなるほど、X は少ない。平均値は 5,516 人。)
出典：Marais, *Histoire du don*, p. 231.

図6 医療・福祉施設への寄附の分布 IV (1889-'98年)



(住民一人あたりの恵与の県別平均額。平均値は
2.29 F。)
出典：Marais, *Histoire du don*, p. 232.

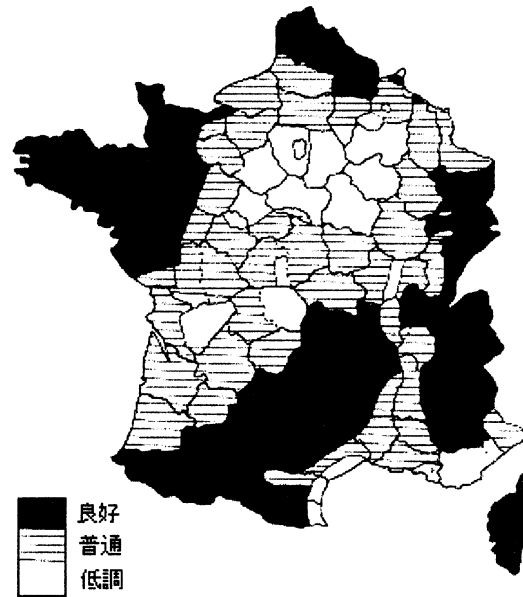
図7 宗教施設への寄附の分布 (1872-'75年)



(恵与1件あたりの住民数Xを算出。色の濃くなるほど、Xは少ない。マレは平均値を記していない。)

出典：Marais, *Histoire du don*, p. 253.

図8 信仰心の度合の分布 (1877年)



出典：Ralph Gibson, *A Social History of French Catholicism 1789-1914* (London, 1989), p. 172.

(3) 寄附の地理学

寄附者の分析に関連して、寄附の地理的な分布に関してもふれておきたい。マレは、実に35枚もの地図を作成して、寄附の地理的な特徴を浮かび上がらせようとしている。ここでも紙幅の関係で、ごく一部の示唆的な指摘の紹介にとどめざるを得ない。

まず図3, 4, 5, 6⁽⁶⁾を見てみよう。図3, 4が19世紀前半、図5が世紀末、図6が20世紀初めの医療・福祉施設への寄附に関する分布図である。これらを見比べると、まず世紀前半の地図においてフランス南部や東部が対人口比の寄附者数、一人あたりの寄附金額ともに高い水準を示していることがわかる。マレによると、これらの地図は病院・施療院の密度分布と似ており、本稿第2章でみた医療施設への寄附金額の大きさも考慮すれば、当時南部や東部で病院の密度が比較的高かったのは、寄附の結果であったとみなしてよい。

ところが、世紀末から20世紀初頭に関する図5, 6では、南フランスブロックが解体し、とくに寄附金額の面では北フランスの優位が明らかである。この逆転の基本的な要因が、工業化にともなう北フランスの経済的繁栄と南北格差の進展にあったことは容易に推測されよう。

20世紀になると、病院資産において、北フランスの優位は歴然たるものになった。しかし南フランスで寄附が相対的に減少した要因としては、相互扶助会の発展や福祉事務所の財源の税金化が影響した可能性も指摘されている。

宗教施設への寄附についてはどうだろうか。図7と図8を比較すれば、この種の寄附がそれぞれの地方の信仰心の度合いと関連していることが直ちに了解できよう。しかしこれも、丁寧に検討すれば、別の説明が必要な部分があることがわかる。たとえば、パリ盆地は脱キリスト教化が進んだ地方といわれるが、カトリック教会関係の寄附にも熱心な地方である。マレはそこに、信仰心の再興によって秩序の安定化を図ろうとする保守的支配層の意思を看取している。逆にブルターニュ地方はもっとも信仰心の篤い地方といわれるが、寄附の面ではさほど際だっているわけではない。そこでは、行政の許可を受けずに行われる手渡しの寄附が優勢であったのではないかと推測されている。同地方では、救貧を目的とするコミュンへの寄附も同様に少ない。

4. 現代フランスにおける寄附

表5 現代フランスの寄附（1996年）

	寄附者の数	寄附金額(F)※1	総額に対する比率(%)
スポーツ・余暇	1,270,000	524,552,000	4.7
教育・研究	2,629,000	796,689,000	7.2
健康	9,292,000	2,638,872,000	23.8
社会サービス	5,281,000	1,658,219,000	14.9
人権擁護・市民活動 団体	1,159,000	464,635,000	4.2
国際援助	2,317,000	961,713,000	8.7
宗教団体	3,342,000	2,907,866,000	26.2
その他※2	2,764,000	1,143,983,000	10.3
合計	20190000※3	11,096,529,000	100

※1 フランの価値が全く異なるが故に、前出の20世紀前半の金額とは単純に比較できない。

※2 文化・芸術、環境、住宅・地域開発、職業団体・基金

※3 複数の分野に寄附した者も1名で計算しており、分野別の寄附者の総計ではない。

出典：La Fondation de France, *Enquête sur les dons et le bénévolat en France 1997: Synthèse*, p. 8.

ここで、少しマレの書から離れ、現代のフランス人がどのように寄附を行っているかをみておこう。

表5は、フランス財団⁽¹⁷⁾によって発表されたもので、1996年にフランス人がどのような分野に寄附したのかを示している。マレが作成した表と違って、表5は、国民の傾向を代表するよう標本抽出された18歳以上の2,000人に対して行われたアンケート調査に基づいている。換言すれば、この表の数値はすべて傾向を示すだけで、実際の数や金額ではない点に注意が必要である。また、表のなかの「寄附」には、法律行為としての贈与だけでなく、多様な方法によるものが含まれている。

金額が一番多いのは「宗教団体」の分野である。1905年の政教分離法によって一旦廃止された宗教団体への恵与は、1942年12月25日の法律によって再び可能になった。恵与を含め、さまざまな方法で寄附が連綿と続けられてきたことがわかる。慈善団体や高齢者、障害者、児童施設への寄附を含む「社会的サービス」も、19世紀以来の伝統的な領域である。

それらに対して、件数をもっとも多い「健康」の分野は、医学の研究や患者団体への寄附が中心である。資料には詳しい説明がないが、おそらくエイズの流行などを反映しており、新しい

傾向とみなしてよいであろう。他にも、「国際援助」「スポーツ・余暇」「人権擁護・市民活動団体」への寄附も新たに浮上した要素である。

フランス財団の資料には、金銭的な寄附と並んで、ヴォランティア活動に関するデータも載せられている⁽¹⁸⁾。それによると、スポーツ・余暇の分野がもっとも多く、教育・研究、社会的サービスのほか、文化・芸術活動への参加も多い。この資料が、ヴォランティアたちを、時間をあたえる広義の寄附者とみなしているように、現代フランス人の「気前よさ」はかつて以上に行動を通して発揮されているといえよう。

おわりに

こうして、フランス人の気前のよさは時代を越えて続いてきた。マレによれば、「社会現象」としての寄附には「驚くべき安定性」が認められるという。ところが、英米などアングロサクソン諸国と比較すれば、かなり控えめであったことも事実である。単純な比較はできないが、『フランス総合統計年鑑』の寄附件数では年間6,000件を超えたことはなかったのに、イギリスでは1837年だけで28,840件の基金・財団の設立があった。しかし、だからといって、アメ

リカ人やイギリス人に比べてフランス人が吝嗇であるなどという安直な結論にはつながらない。

マレは終章でこの問題を取り上げ、大変興味深い議論を開陳している。まず、国家の役割に関してである。フランスでは、絶対王政期から教会の死手に対する警戒の念〔注(4)を参照〕が強かったのに加えて、大革命以降、国家と教会の関係がしばしば対立を孕むものになったが故に、寄附に対する国家の監視が厳しくなった。さらにまた、革命が追求した国家像を通じて、国家が公共の福祉に責任を負うことに対する広範なコンセンサスが生まれていた。この国家観も、寄附に対する国家の関与を促した。そして、これらの点で国家の役割が強まったことと裏腹に、人びとの寄附の意欲が弱められたと考えられる。

関連して、フランスの「自由主義者」の多くが反教権主義の立場から福祉や教育における国家の干渉を容認したのに対し、伝統主義者が自由の名の下に国家の干渉を批判するという「立場を逆転させた戦い」が繰り広げられたことも指摘する。ところが、自由主義者たちも国家による公的救済が貧民の自立心を損なうことには批判的であったし、他方伝統主義者たちの本音は国家干渉に対する批判よりもカトリック教会の社会的役割の擁護にあった。つまり両者の言説ともに矛盾を孕み、寄附＝私的慈善か、国家的救済かという原理的な二項対立に立脚していたのではなかった。このことは、「フランス的状况の独自性」を生んだ要因が国家の関与だけではないことを窺わせる。そこでマレは、さらに問題を追究し、より本質的な要因として、家族を見いだした。

フランスでは、社会組織の中心にあるのは「家族の連帯」であり、民法典も、寄附に関する行政の対応も、遺言や贈与の慣習も、家族を守ろうとする点で一致している⁽¹⁹⁾。イギリスやアメリカでは、遺言の自由の原則の下、子どもに財産を残すかどうかは親が決めることであり、しかも「子どもに残された財産は不幸である。」(ホレース・マン)という考え方が強かった。もちろんこれらの国は、社会と国家の関係がフランスと大きく異なっている点も忘れられてはいない。私的なイニシアチヴが重要な役

割を果たしており、宗派的多元主義も相まって、殊に福祉や教育の分野では任意団体や基金が主要な担い手であり続けた⁽²⁰⁾。しかしフランス社会では、親から子どもへの財産の承継、換言すれば、相続による家族的連帯の維持強化が優先されていたことが、寄附の意思を抑え、自由度を狭めてしまったのである。このように考えると、団体・機関への寄附の5分の4が遺贈であり、そのほぼ9割が子や孫のいないケースであったという事実の意味も改めて納得できる⁽²¹⁾。

以上、『寄附の歴史』の内容を、筆者なりにまとめてみた。浩瀚な博士論文が400頁ほどに凝縮されたせいも、表やグラフが多用されているわりに解説が十分でなく、要点を掴みきれない箇所もあった。とくに戦間期の動向については、もう少しまとまった見取り図が示されるべきではなかったかと思われる。とはいえ、寄附がフランス社会のさまざまな変化に関わっていたことのみならず、寄附の背後にある習俗や心性に長期的に変わらない面があることも説得的に論じられており、本書が第一級の社会史の作品であることは間違いない。後続の研究には、第二次大戦後から今日にいたる時期を含め、より長期的なパースペクティブを採ること、地域的偏差の背後にある慣習や心性の特徴をさらに掘り下げて考察することなどが期待されるであろう⁽²²⁾。

注

(1) Jean-Luc Marais, *Histoire du don en France de 1800 à 1939. Dons et legs charitables, pieux et philanthropiques*, Presses Universitaires de Rennes, 1999.

(2) レンブラント(1606-1669年)はネーデルラントの画家であるが、この版画が描く光景がヨーロッパに遍く見られたことはいうまでもない。この版画(但し、ルーヴル美術館蔵のもの)が『寄附の歴史』の表紙を飾っている。

(3) フランス革命期の「貧困」認識の特徴については、田中拓道『貧困と共和国—社会的連帯の誕生—』人文書院、2006年を参照。また救貧政策については、林信明『フランス社会事業史研究—慈善から博愛へ、友愛から社会連帯へ—』ミネルヴァ書房、1999年を参照。

(4) マレによれば、団体や行政機関への贈与や遺贈に関する民法典の原則は、政府の認可制に加えて、団体や機関に対する国家の後見、家族の保護という三点にあった。国家の後見については、寄附を受ける法人は予め政府によって「公益団体」として認証されてなければならなかったということであり、家族の保護とは、家族の存続を危うくするような寄附は認可されないということの意味した。Marais, *op. cit.*, p. 27. 遺言の自由の制限と、遺贈に対する国家の関与に関しては、旧体制期の死手(mainmorte)の再現、つまり遺贈を通じて教会に資産が蓄蔵され、流通が阻害されることに対する警戒の念が強かったことも指摘されている。

(5) たとえば、300 フラン未満の、無負担(sans charge)〔寄附に条件を付けない〕恵与について、その許可権限を郡長に委譲した共和暦 12 年雨月 4 日(1804 年 1 月 25 日)の法律が示すように、少額の寄附は必ずしもコンセイユ・デタの審理を受けなかった。また 1852 年にコミューン、病院、福祉事務所への恵与が、相続人の異議申し立てのない場合に、県知事の許可制に切り替わった。さらに 1866 年に、県への無負担で異議申し立てのない恵与が、'67 年にコミューンへの同種の恵与がそれぞれ県会、コミューン議会の承認を受けるだけになり、国家による規制が緩められた。

(6) 寄附の受領者を「宗教施設」「福祉・医療施設」「コミューン」「その他の機関、団体」に大別したが、マレは「教育機関」の項目も設けて、初等、中等、高等の各教育機関への寄附にも論及している。しかし、小学校関係の寄附の多くはコミューンや修道会への寄附に包括されていたこと、リセや大学への寄附は稀であったことから、ここでは割愛した。また、「学術団体、アカデミー」「公益機関・団体」を「その他の機関、団体」としてまとめた。

(7) いうまでもなく、この割合は、マレが史料を渉猟し、標準化し得たかぎりでの寄附のデータに基づいている。いちいち断ることはしないが、以下に挙げる数値や動向についても同様である。

(8) 単式誓願の修道会(congrégation)で、教育、医療、福祉などの社会活動を行った。隠修道院(monastère)とは区別される。

(9) この点については、第二章「宗教施設への贈与：短い夏と長い秋(1871-1939 年)」を中心に本書の随所で論及されており、重要な問題であることはたしかであるが、論述が煩瑣になり、大きな流れが掴みにくくなっている。なお、宗教団体への贈与と遺贈を再び認めた 1942 年 12 月 25 日の法律が、本書では 1941 年の法律と誤記されている。Marais, *op. cit.*, p.93. なお、この問題に関連する邦語文献として、小泉洋一『政教分離と宗教的自由—フランスのライセンス—』法律文化社、1998 年が参考になる。

(10) 福祉事務所については、さしあたり以下を参照。André Gueslin, *Gens pauvres, pauvres gens dans la France du XIXe siècle* (Paris, 1998), pp.265-277. ゲランによると、在宅の貧民を対象に援助が行われ、金銭よりもパンなどの現物支給が中心であった。運営面では聖職者、実務面では修道女が関わるケースが多かったが、第三共和政期に世俗化が進んだという。

(11) マレは、コミューンが選好された理由として、医療機関や福祉事務所、あるいは公益団体の役割が比較的限定されているのに対して、コミューンにはさまざまな負担付きの寄附をしやすい「柔軟性」があったことを挙げている。

(12) 小泉、前掲書、59,60 頁、および 86,87 頁を参照。

(13) ただしその後、公的な社会保障が整備されるにつれて、相互扶助会(共済組合)への寄附は減少した。

(14) 貴族が人口に占める割合は、18 世紀末で 1 ~ 1.5 %と見積もられており、革命による打撃がさほど大きくなかったという見方に立てば、19 世紀にも 1 %前後を占めたと考えられる。また、19 世紀には家名に小辞の de を加える似非貴族も増えたと言われている。ジョルジュ・デュペー『フランス社会史—1789 ~ 1960—』東洋経済新報社、1968 年、59,91 頁ほかを参照。

(15) これについては、たとえばフィリップ・アリエス『死を前にした人間』みすず書房、1990 年、とくに第 4 章を参照。

(16) 各図における 6 段階の区分の数値については明示されていない。第 7 章の諸図を比較参照することで、色が濃いほど、各項目に関する水準が高いことがわかる。

(17) フランス財団(Fondation de France)は 1969

年設立の公益法人で、寄附を資金源にして、福祉、国際人道援助、自然環境保護など多様な領域の活動を展開、支援している。

(18) La Fondation de France, *Enquête sur les dons et le bénévolat en France 1997: Synthèse*, pp. 10, 11. 現代フランス人のヴォランティア活動とNPOの関係については、以下も参照。大村敦志『フランスの社交と法』有斐閣、2002年、第3章。

(19) フランス民法典における家族と相続法の位置づけについては、以下を参照。水野紀子「家族」及び、原田純孝「相続・贈与遺贈および夫婦財産制—家族財産法」、北村一郎編『フランス民法典の200年』有斐閣、2006年、所収。同じく「家族」が重視されたとはいえ、明治民法の「家」制度と原理的に異なる点には注意が必要である。

(20) この議論では当然ながら、イギリス救貧法の歴史をどう位置づけるかが問題になろう。残念ながらマレはこの問題を素通りしてしまっている。

(21) 現在もこの特徴はあまり変わっておらず、フランス財団への遺贈者で直系相続人のいないケースは約70%を占めている。Marais, *op. cit.*, p. 389. また、最近のNPOへの寄附の各国別比較については、La Fondation de France, *Les dons et le bénévolat en France 1997*, pp. 91-96を参照。そこでは、アメリカ人の73.4% (1993年)が寄附をしているのに対し、フランス人は45.3% (1996年)、ドイツ人は43.3% (1992年)という数字が挙げられている。

(22) サントル (中部) やポワトゥ-シャラント地方など、現代にいたっても寄附の少ない地方であり続けている。Cf. Jacques Malet, *La générosité des français, 1991-2000. Dix années de dons déclarés*, Fondation de France, 2002. これらの地方では相互扶助会や協同組合が発展したところもあり、他者との連帯に無関心ともいえない面がある。寄附にまつわる心性を明らかにするには、さらに掘り下げた地域史研究がなされなくてはならない。